

特定健康診査(特定保健指導)を受診しましょう!

—特定健康診査と特定保健指導の料金は当組合が“全額”負担します—

特定健康診査

特定健康診査（特定健診）は、**40～74歳の組合員及び被扶養者**を対象（令和5年4月1日現在において当組合の資格がある方）として、メタボリックシンドロームを早期に発見し、生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症など）の予防を目的としています。

1年に一度、次のいずれかを受診してください。

組合員	被扶養者（対象者には5月下旬に特定健診受診券を送付しています）
<ul style="list-style-type: none">・職場の定期健診・当組合が助成する人間ドック	<ul style="list-style-type: none">・特定健診受診券を使用して住民健診または特定健診を実施している検査機関で受診・当組合が助成する人間ドック（被扶養配偶者のみ） ただし、お勤め先で定期健診を受けた場合は、 <u>健診結果のコピーを当組合へ提出してください。</u> （特定健診を受診したことになります。）



特定保健指導

特定健診の結果、生活習慣病リスク保有者は**特定保健指導**の対象となり、生活習慣の改善のため、保健師や管理栄養士などの専門家の指導を受けることとなります。

対象者に「特定保健指導利用券」を送付しますので、同封の「特定保健指導受診確認書」により初回面接の方法を選択してください。

なお、2回目以降（継続的支援）は、電話、メール、手紙による支援となります。

当組合が助成する人間ドックでは、ドック終了後に特定保健指導を行う場合があります。

組合の委託業者で受診する 委託業者 株式会社 ベネフィット・ワン	一括面接型	所属所の会議室等で受診します。 後日、共済事務担当課から連絡があります。
	個別訪問型	ご自身で委託業者と日時及び場所を調整して受診します。 後日、委託業者から連絡があります。
	ICT型面談	ご自身が所有するスマートフォンやパソコンを使用してテレビ電話で受診します。 後日、委託業者から連絡があります。
特定保健指導 実施機関で受診する	希望する実施機関に直接予約して受診してください。 (実施機関一覧は、 こちら で確認できます。)	

特定健診・特定保健指導は、国が積極的な受診を勧めており、毎年受診率を報告しています。

受診率が低い場合、後期高齢者支援金の加算（ペナルティ）対象となるため、短期経理財政が悪化し、短期給付掛金（健康保険料）の引き上げにつながる可能性があります。